

氏名（本籍）	山崎 まどか（東京都）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
学位番号	甲第89号		
学位授与の日付	2024年3月16日		
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当		
学位論文題目	小児がん経験者の就労支援におけるボトムアップの施策化に関する研究 —アクター間の相互作用に関する調査から—		
研究審査委員	主査	平野 隆之	日本福祉大学 教授
	副査	大谷 京子	日本福祉大学 教授
	〃	末盛 慶	日本福祉大学 教授
学外審査委員	宮崎 清恵	神戸学院大学総合リハビリテーション学部	教授

## 論文内容の要旨

本論文は、障害・難病における就労支援の施策との比較を視野に入れた、就労に困難を感じている小児がん経験者の就労支援の施策化に関する研究である。本研究の独自性は、当事者（当事者の親を中心）、研究（主に厚生科研チーム）、企業、自治体・国の4つのアクター間の相互作用により展開されるボトムアップの施策化のプロセスと、アクターの役割を明らかにする点に求められる。ボトムアップの施策化プロセスの研究枠組みは、次の3つの段階に区分されている。当事者アクターによる自発性に根差した小児がん経験者等の就労支援のプロジェクト（研究アクターの参加）の始まりを段階I、企業アクターの協力によって実現する事業（プログラム）化を段階II、自治体・国アクターが加わる施策形成を段階IIIと設定している。調査の方法は、それぞれのアクターの相互作用が展開される場を、「協議・協働の空間」として捉え、3年に及ぶ段階的で波及性のある各アクターへのインタビュー等調査（2020年7月～2023年9月）によって把握している（アクター調査と略す）。その中心をなすのが、2つの当事者アクターである。新潟市にある全国唯一の小児がん経験者に特化した就労施設を設立している「認定NPO法人ハートリンクワーキングプロジェクト」（以下、ハートリンク）および松山市にある同法人を最初に視察した団体で病気のあるこどもとその家族を支援する「認定NPO法人ラ・ファミリエ」（以下、ラ・ファミリエ）である。なお、コロナ禍の影響で対面調査の実施については制約がみられる。

本論は序章・終章を含めて8章で構成され、本文138頁、引用参考文献180点図表35点である。

序 章 本研究の背景・対象と目的

第1章 小児がん経験者の就労の実態

第2章 障害・難病と小児がんの就労支援施策の比較と課題

第3章 施策化に向けたアクター調査の枠組みと方法

第4章 当事者発のプロジェクトとそれを支える研究の可能性—ボトムアップの施策化の起点

第5章 企業との連携による事業（プログラム）化の模索

第6章 小児がん経験者の就労支援の施策化の展望

終 章 結論

第1～6章は、3つのパートに分けられる。

第1章と第2章は関連づけられて、1つのパートを形作っている。障害・難病の就労支援の施策(化)との比較分析(第2章)に向けて、小児がん経験者を取り巻く就労の実態やニーズを把握するため、先行研究や実態調査・統計データの検討(第1章)が行われる。小児がんの診断・治療により、多くの子どもやその親等は大きな心身の苦痛を伴い、治療後もライフステージに応じた様々な課題に直面する。就労は、社会的自立を構成する要素の一つで、親子間の自立支援と学習環境の保障を経た先に存在する課題であることと位置づけている。障害・難病と小児がんの就労支援上の施策化との違いでは、小児がん経験者の就労は、従来の疾病対策の法律に基づき、主にトップダウンで進められてきた保健医療のシステムでは埋もれやすい政策課題となっていること、そして、障害者手帳の取得や小児慢性特定疾患の自立支援事業における就労支援に制約のあることが述べられる。

第3章は、研究枠組みを示しつつ、4つのアクター間の相互作用を把握する調査の独自性が述べられるとともに、前半の2つの章と後半の3つの章を結び付ける役割を果たしている。前述のボトムアップの施策化の3つの段階を、4つのアクター間の相互作用がどのように推進しているかを把握するため、トータル18回の調査(対象と方法)が紹介されている。また、以下の評価で触れるが、研究アクターとしての実践的な役割を山崎氏が意識していることから、今後の保健医療分野におけるアクションリサーチを展望することにつなげる企図についての説明がなされている。

第4章から第6章では、4つのアクター間の相互作用が施策化のボトムアップを推進する実際を、3つの段階のプロセスを段階I、段階I⇒II、段階II、段階II⇒IIIに沿って明らかにする。就労支援プロジェクトの段階I(第4章)では、当事者アクター(ハートリンク)と研究アクター(厚労科研チーム)間の相互作用が形成されている。山崎氏の再分析によると、厚労科研の一環として取組まれた職業訓練による効果として、「本人と希望を見つけ企業との調整を図る」、「社会で生きる力を取り戻し高める」、「周囲に安心をもたらす」の3つの機能が見出されている。当事者アクターの研究参加により、厚生科研の医療研究班にはなかった問題の投げかけと新たな発想がみられてたことが指摘されている。先行実践(ハートリンク)を視察したラ・ファミリエでは、企業アクターが参加する「プロジェクト委員会」を、協議・協働の相互作用を生み出す空間として位置づけている。

段階II(第5章)の事業化で重要な役割を果たすのが、企業アクターである。2つのローカルな地域(新潟と松山)での当事者アクターの実践ということで、地方新聞や大企業の支社である企業アクターとの連携が地元での支援の輪を広げつつ進むことになる。当事者アクターと企業アクターとの協働によるセミナーが自治体の予算化へつながっていることから、セミナーも施策化を進める1つの協働の空間として評価がなされている。ローカルな企業による事業(プログラム)化であるとしても、「企業の当事者性」(治療と仕事の両立支援)の視点を加えて分析が進められることで、企業アクターによる事業化の方向づけに説得力を持つ。障害福祉分野とは異なり、福祉就労のみでの事業化は成立し得ないことを踏まえ、「治療と仕事の両立支援」の経験が小児がん経験者の採用に影響を与えるとの判断がなされている。

段階IIIでは、小児がん経験者の就労支援の施策は、厚生労働省の雇用・労働行政と保健医療行政のそれぞれにおいて所管され、都道府県行政においても同様の結果が生まれている。そこで、第6章では、段階II⇒IIIにおいて、2つの行政の系統ごとに自治体・国による協議・協働の空間への参加がどのように促進されているかを明らかにする内容となる。当事者アクターがつくりだす協議・協働の空間に、自治体・国アクターによる参加可能性が高まることが契機となること、また都道府県行政(保健医療行政)において取り組まれている小児慢性特定疾患対策地域協議会が、地域レベルでの4つの

アクターの協議・協働の場として機能することなどが明らかにされる（山崎氏による書面調査）。障害福祉手帳>難病指定>小児慢性特定疾病>小児がん経験者の順で就労支援の優先度が低くなる政策環境のもとで、地域協議会が1つの連携・協働の模索として重視されたといえる。

終章の結論には、小児がん経験者の就労支援に特化した施策化と、関連領域に包含される施策化が、地域レベルの実践の蓄積を基盤に摸索されている状況にあることが示されている。そして、アクター間の相互作用が促進され実際の課題解決に向かうような多様な「協議・協働の空間」のマネジメントがより重要であり、今後はメゾ・ソーシャルワークの1つの機能として位置づけ、普及させることが提起されている。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 審査経過

2023年10月12日の第6回福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、山崎まどか氏の第1次審査博士学位審査請求論文が受理された。学内審査委員3名(平野隆之、大谷京子、末盛慶)は、それぞれに請求論文を精査した上で、同年11月15日に対面で書類審査および口頭試問(第1次)を実施した。同論文の評価や課題について意見交換し、修正すべき箇所が共有された。同年12月14日第8回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において第1次審査は合格となった。その結果を受けて、同年12月16日に公開発表会(名古屋キャンパス)に臨んだ。公開発表会での指摘事項について加筆・修正が行われたうえで、2024年1月5日に最終請求論文が提出された。その後、同年1月30日に最終試験(口頭試問・対面)を実施し、同日中に学内審査委員3名による最終試験の結果について審議した。その後、学外審査委員の宮崎清恵氏(神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授)からの審査報告書(2024年1月29日付)を受けて、本論文は博士学位(社会福祉学)授与にふさわしいとの結論に達した。

### 2. 論文の評価

本論文の評価点は、次の4点に整理できる。

第1の評価点は、小児がん経験者における就労支援の施策化の到達点と課題について、総合的に取り組まれ、聴き取りでのエピソードをもとに説得的に論じられている点である。その1つは、都道府県・国レベルでの保健医療行政と雇用・労働行政との間にある壁を前提としつつ、就労支援の推進を当事者アクターが創り出す協議・協働の空間をその架橋の手がりとして評価したことである。2つ目は、経緯を異にする2つの当事者アクターをていねいに調査するなかで、先行する難病施策を視野に入れた小児慢性特定疾病対策の活用と小児がん経験者の独自施策化の2つのボトムアップのルートを扱った点である。3つ目は、企業アクターの当事者性に着目し、企業への雇用率達成の動機づけではなく、「両立支援」の方向づけを視野に入れた点である。

第2の評価点は、アクターの相互作用の調査において、当事者アクター(2020~21年:7回)、さらには企業アクター(2022年:4回)へと聴き取りが進むなかで、研究枠組みの構造化が実現し、都道府県行政等のアクターへの調査(2022~23年:2回)へと相互作用の範囲を拡張できた点である。そのプロセスのなかで、決定的な調査の1つが、A 小児がん経験者とその親へのインタビュー調査(2021年に5回)である。山崎氏が一人の研究アクターとして確信を得ることができ、フィールドワーカーとしての実践を見出すことができた局面ともいえる。その確信は、氏の厚生労働省での勤務経験(2年間)を振り返りつつ、論文のなかに自身のアクション性を記述する意欲への契機となっ

ている。外部審査委員の宮崎氏は、その点に触れて、「著者の立場性についても言及されており視点が明確となっていた」と表現している。

第3は、アクター間の相互作用が実現する場として用いられた「協議・協働の空間」が、8種類12場面と多様に抽出されている点である。相互作用の組み合わせから捉えると、当事者と企業のアクター間が最も多く、4種類（職業訓練・イベント・理事会・プロジェクト委員会）、当事者と自治体のアクター間では、がん・小慢対策等の会議（4つの異なる会議場面）などとなっている。

第4は、小児がん経験者の就労は、従来の疾病対策の法律に基づき、小児がんの拠点病院を核に進められてきた保健医療のシステムでは埋もれやすい政策課題に対するメゾ・ソーシャルワークのアプローチを展望しようとした点である。この点については、外部審査委員の宮崎氏は、「ミクロレベルの生活課題を施策化というマクロレベルの支援につなぐためのプロセスとアクター役割というソーシャルワークにおいてまだ明確となっていないテーマに取り組まれており有意義」との評価がなされている。ただし、その研究成果は途上にあるといえるもので、例えば、拠点病院に配置されているMSWの役割について、「協議・協働の空間」のマネジメントを担うことの説明が口頭試問においてなされたが、その実現可能性については検証されているとはいえない状況にあった。

口頭試問において指摘された課題とその応答に触れておく。

1つは、本研究の他分野への示唆が充分に明記されていない点である。この点については、今後の課題として受け止める旨の回答がなされた。関連して、研究アクターが強調されている点への疑問である。障害福祉分野では、当事者やその親、ソーシャルワーカー等の支援者が施策化プロセスを進めてきたといえるが、研究アクターを必須要件としては成り立たないのではないかとの指摘である。この点については、保健医療の政策研究において、その実現性を重視する立場からは不可欠な状況にあることを、厚生労働省での体験から説明されている。

2つは、自治体・国アクターの設定において、国までを入れてよいのか。他のアクターと同様のレベルでのインタビュー調査は行われておらず、会議録等が中心となっている点の指摘である。施策化の段階が段階Ⅱ⇒Ⅲの途上にあることから、国を併記したことによる不正確さのあることが説明された。この点について、今後山崎氏が従事する「がん対策研究所」のプロジェクト研究のなかで、深める意欲が示された。

3つは、いわゆる調査協力者である各アクターの内面性を深める質的研究を選ぶ余地があったのではないかとの助言である。この点については、調査協力者を開拓していく今回のフィールドワークではそこまでの深め方はできなかったとの説明がなされた。今後のプロジェクト研究上の課題として受け止め、就労支援の利用者等を対象とする調査において、採用する余地があるとの応答であった。

外部審査委員の宮崎氏の評価については、すでに部分的に紹介しているので、結論として「合格」の審査結果を得ていることに触れておく。なお、倫理審査委員会の手続きについての宮崎氏の指摘については、山崎氏が審査番号は記載しているものの倫理審査委員会に関する明確な記述を怠ったことから生じているものと判断した。

### 3. 最終試験（学力の確認）の結果

2024年1月30日に最終試験（口頭試問）を実施した。山崎氏より事前に用意された口頭試問提出資料に基づいて、第1次提出以降の修正点とその理由について簡潔に説明された。それを受け、審査委員から本研究に残された課題を中心に質疑等が行われ、いずれも誠実かつ真摯に回答された。さいごに、語学力の審査として、提出された英文要旨の一部についてリーディングと翻訳を実施した

ところ、ともに正確に行われた。博士学位に相応しい英語力を有すると判断した。

#### **4. 結論**

山崎氏は、日本福祉大学学位規則第12条および第5条第2項に基づき、博士（社会福祉学）の学位を受けるに相応しいと認め、学位論文審査について合格と判定した。

以上